

「障害者基本計画」と「新障害者プラン」が療護施設に与える影響

Point of View

全国身体障害者施設協議会 総務・広報委員会
委員長 増山 勝子

平成14年12月24日、現行の「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プラン」が平成14年度に最終年度を迎えることから、平成15年度を初年度とする「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）が策定されました。

「障害者基本計画」は、障害者基本法第7条の2第1項に基づく法定計画で、計画期間は平成15年度から平成24年度までの10年間です。現行の障害者基本計画における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指しています。施策推進の基本的な方針として、「社会のバリアフリー化」、「利用者本位の支援」、「障害の特性を踏まえた施策の展開」、「総合的かつ効果的な施策の推進」という4つの横断的視点を取り上げています。さらに、重点的に取り組むべき4つの課題として、「活動し参加する力の向上」、「活動し参加する基盤の整備」、「精神障害者施策の総合的な取組」、「アジア太平洋地域における域内協力の強化」を掲げています。

「新障害者プラン」は、「障害者基本計画」に基づき、その前期5年間（平成15年度から平成19年度）において、重点的に実施する施策及びその達成目標等を定めたものであり、その基本的考え方は、「障害者基本計画」に掲げた「共生社会」の実現を目的としています。具体的には、地域生活を支援するための、ホームヘルパーの確保、短期入所やデイサービスの整備等在宅サービスの充実等について、具体的な達成目標を定め、その推進を図ることとしています。

全国身体障害者施設協議会では、平成15年度の事業計画において、在宅サービスの推進や、サービスの質の向上に向けた取り組みの中で、「療護施設の小規模化」、「重度障害者の地域生活移行プログラム」、「身障協・在宅サービス推進計画」（仮称）、「障害者相談支援センターの設置・運営の手引き」（仮称）の検討を予定しております。

施設サービスの再構築について、「障害者基本計画」では「入所施設は真に必要なものに限定し、地域資源として有効に活用する」とあります。これからは自らが生活とサービスを作り出し、施設サービスの基盤強化が必須になると思われます。また、地域生活の基盤整備に参画していくことも重要だと思われます。

今回は、そういった視点から、『障害者基本計画』と『新障害者プラン』が療護施設に与える影響」という特集を組んでみました。